

市町データヘルス計画の標準化及び進捗管理支援業務

1 業務の目的

市町が「地域の健康課題」に対応する効果的・効率的な保健事業を実施できるように支援し、もって県内市町の保健事業の均てん化を図るため、山口県では、次の2点を主目的として、広域的な観点からデータヘルス計画の標準化及び共通評価指標による保健事業の進捗管理を行う。

- (1) 山口県として、市町の取組の進捗や成果を可視化し、俯瞰的・客観的に把握することで、市町への確で効率的な支援や助言を行う。
- (2) 市町として、自市町の取組状況を他市町と比較したり、客観的な状況を把握することで、よりよい保健事業の運営に繋げるとともに、地域の健康課題の分析、保健事業計画の策定、評価等の一連の業務実施に関する負担軽減を図る。

2 業務の名称

市町データヘルス計画の標準化及び進捗管理支援業務

3 委託期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

4 業務委託の内容

(1) 第3期データヘルス計画にかかる分析と助言

令和5年度に市町が作成した第3期データヘルス計画について、県の標準化様式に落とし込んだ上で分析し、受託者の知見等を活かした助言を行うこと。

(2) 共通評価指標についての情報収集と提案

KDBやNDB等のデータから共通評価指標に該当するデータをとりまとめ、分析を行うこと。

また、他都道府県のデータヘルス計画標準化に係る事例や市町村データヘルス計画を参考に、共通評価指標について、県が令和6年度に設定したもの以外にも、健康課題や保健事業の評価ができ、かつKDB等を活用して簡便に把握ができる指標があるか情報収集し、提案を行うこと。

(3) 分析結果レポートの作成及び事業報告会の開催

上記(1)、(2)で分析した内容等についての分析結果レポートを作成し、分かりやすく提示すること。その際、提案する改善案等について、提案に至った根拠や具体的な手法、他都道府県の優良事例等を明示する等の工夫に努めること。

また、事業報告会を開催して、分析レポートの説明や共通評価指標の進捗状況等の説明を行い、市町保健事業の事業評価等を支援すること。加えて、市町アンケートの実施等により事業効果の検証を行うこと。

(4) 分析等実施方針の作成

契約締結後は速やかに、業務実施体制、業務スケジュール等を含めた実施方針（案）を作成し、山口県国民健康保険団体連合会や市町等と意見調整の上、実施方針を定め、

県に提出すること。

5 スケジュール（予定）

令和7年9月～	スケジュール、分析等実施方針決定
9月～令和8年2月	データ分析、資料作成
令和8年2月	事業報告会の開催
3月	業務完了報告書及び成果物等の提出

6 成果品等

次のとおり県医務保険課へ納品すること。

No.	名 称	媒 体 ・ 部 数	備 考
1	分析等実施方針	製本 ・ 1部 電子データ ・ 1部	・ 契約締結後速やかに作成し、県に提出すること
2	打合せ議事録	電子データ ・ 1部	・ 打合せ終了後5営業日以内に、県に議事録を提出すること
3 (1)	分析結果レポート 第3期データヘルス 計画分析結果と助言 資料	製本（19種類）・各5部 電子データ ・ 1部	・ 県標準化計画様式に落とし込んだ各市町の第3期データヘルス計画 ・ 現計画に対する助言
(2)	共通評価指標	製本 ・ 24部 電子データ ・ 1部	・ 県共通評価指標に係る各市町の経年データ ・ 他県等のデータヘルス計画を踏まえた評価指標の提案等
4	業務完了報告書	製本 ・ 1部 電子データ ・ 1部	
5	その他、県と協議して定めるもの		

7 分析に用いるデータ等について

（1）KDBについて

県から国保総合システム、KDBシステム及び特定健診データ管理システムから出力されるデータを提供することができる。

（2）NDBについて

厚生労働省から山口県へ送付されたNDBデータ（医療費適正化計画関係のデータセット）を用いること。なお、当該NDBデータの利用に当たっては、厚生労働省から示されている留意事項を遵守すること。

（3）市町データヘルス計画について

県内市町の第3期データヘルス計画は、県医務保険課のホームページ（第3期データヘルス計画について（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/253210.html>）を参照すること。

なお、令和 6 年度に県が市町に提示した共通評価指標は次のとおり。

- ①特定健康診査実施率
 - ②特定保健指導実施率
 - ③特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率
 - ④特定保健指導対象者の減少率
 - ⑤HbA1c8.0%以上の者の割合
 - ⑥HbA1c6.5%以上の高血糖者の割合
 - ⑦HbA1c6.5%以上の者のうち、糖尿病のレセプトがない者の割合
 - ⑧血圧が保健指導判定値以上の者の割合
 - ⑨後発医薬品の使用割合（数量ベース）
- ※推奨項目：歯科健診受診率、50 歳以上 74 歳以下における咀嚼良好者の割合、骨粗鬆症検診受診率

（４）市町アンケート等の実施について

市町の賛同が得られた場合は、市町アンケート等を実施することができる。但し、実施する場合は、市町の負担軽減に配慮すること。

（５）その他のデータ等について

厚生労働省等のウェブサイトより取得可能なものを利用することができる。
その他、県から他の会議や事業で用いたデータを提供する場合がある。

（６）出典及び算出手法の明示について

分析に用いる図表は、数値の検証やデータ分析に係る市町職員の資質向上に資するよう、その出典や算出手法等を明示すること。

（７）個人情報等の保護について

委託業務の実施にあたって個人情報を取り扱うときは、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があるため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（８）情報セキュリティ

本委託業務の遂行にあたっては、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定する ISO 認証あるいは一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク等を取得し、情報セキュリティに関して相当の措置を講じること。

（９）「情報セキュリティ自己評価シート」等の提出

受託者は、契約締結後、県が定める様式を用いて、速やかに受託者における情報セキュリティ体制及び個人情報の管理体制等を報告すること。また、内容に変更が生じた場合は速やかに報告すること。

8 留意事項

- （１）この仕様書の内容に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めがない事項については、その都度、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。
- （２）受託者がこの業務により知り得た情報及び秘密は、公表又は使用してはならない。

また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (3) 業務の委託により発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及びその他一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源とする事業であるため、当該交付金の活用条件等に留意すること。
- (5) 市町村国保の保健事業の目的は、「健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化に資する」（出典：国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き）と考えられ、データヘルス計画は山口県医療費適正化計画などの他の法定計画等と調和のとれたものとする必要があることから、当該計画等の内容に留意すること。

なお、山口県医療費適正化計画は、県医務保険課のホームページ（「山口県医療費適正化計画」について・<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/18927.html>）を参照すること。

- (6) 事業実施にあたっては、大学や有識者と連携した分析の実施に努めること。
- (7) 本事業の実施にあたっては、県及び関係機関（山口県国民健康保険団体連合会、市町等）と十分な連携を図ること。